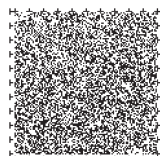


公益財団法人全日本柔道連盟 指導者養成指針

公益財団法人全日本柔道連盟（以下、全柔連）は2023年、柔道人口の減少等の柔道を取り巻く課題に対処し、柔道を通じた国民の心身の健全な生涯発達を目指すため「長期育成指針」を策定した。この長期育成指針は、柔道の本質的価値の喪失という問題を直視し、柔道に関わる様々な課題を明示し、さらに現下の日本が抱える諸問題を、柔道を介して解決していくための具体的な方向性を提示している。全柔連は2013年から「公認柔道指導者資格制度」を創設し、柔道指導者の量の確保と質の保証を図ってきたが、未だ十分ではない。柔道指導者は、「長期育成指針」に示された多くの課題を解決するための重要な役割を担っている。したがって、「柔道指導者」とは何かを再考し、全柔連が養成しようとする指導者像を明確に定義することが、「指導者養成指針」策定の目的である。



公益財団法人全日本柔道連盟

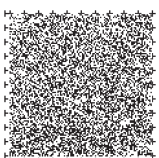


1

柔道の本質的な価値（柔道の本義）と 柔道指導者

嘉納治五郎師範（以下、嘉納師範）の遺訓には、「柔道は心身の力を最も有効に使用する道である。その修行は、攻撃防御の練習に由って身体精神を鍛錬修養し斯道の真髓を體得する事である。そうして是に由って己を完成し世を補益するのが、柔道修行の究竟の目的である」と記されている。この記述の理解は容易ではないが、柔道修行では「目的」と「目標」の両方を同時に意識することが肝要であるとの主張に注目すべきである。嘉納師範は、攻撃防御の練習は究竟の目的に達するための「手段」の一つに過ぎず、柔道のパフォーマンス向上や試合（競技大会）における勝利は、時間・空間的に限定される目標であって目的ではないと指摘しているのである。さらに大会等で優勝を目指すことだけではなく、柔道を通して余暇を楽しんだり健康的な体型を維持しようとしたりすることも、いわば短期的目標であり、究竟の目的に到達する手段の一つと捉えるべきなのである。すなわち上述の遺訓は、柔道を実践（修行）する真の目的は、精力最善活用によって身体と精神を鍛え、柔道の真髓を體得しようとする過程を通して自己を完成させ、その卓越性を社会貢献に生かしていくことにあると示していると思われる。

戦後に復興した柔道は、占領治下にあつて不可避免的にスポーツとしての側面、つまり競技性が強調される傾向となった。その結果、最終的に到達すべき目的が意識されにくくなり、目標だけが前面に出やすくなったとの指摘もあり、現在の柔道のあり方に少なからず影響を与えている。しかしながら嘉納師範が説いた理想の柔道は、生涯を通じて心身の活力を養い高め、その力を社会の中でバランス良く発揮することを可能にするものであることを忘れてはいけない。今ここで全柔連は柔道の未来を志向するために、柔道の本質的価値が失われたという指摘を真摯に受け止め、戦前戦後を通して達成されていない嘉納師範が目指した柔道の理念の実現に挑む。柔道の社会的価値の浮沈は、柔道実践者（柔道に関わるすべての人）の中でも柔道指導者の振る舞いに負うところが大きいことは自明であり、養成すべき柔道指導者像を再考して明示する「指導者養成指針」を策定する必要がある。

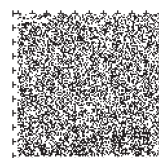


2 柔道指導者の再考

柔道指導者が果たすべき役割や責任は、単に柔道の攻撃防御の技術伝達だけではない。嘉納師範は柔道指導者の理想として「攻撃防禦の技術に堪能で、勝負上の理論も心得、同時に、体育家として必要となる知識を有し、かつその方法にも修熟し、また教育者としては、道德教育の理論にも精通し、稽古の方法にも達し、さらに柔道の原理を社会生活に応用する上において、精深なる知識を有し、方法をわきまえている事が必要である」と示している。すなわち嘉納師範の説く柔道指導者に求められるのは、技術的な指導能力だけではなく、その背景にある理念や価値観を伝える教授力である。体育や道德に関する知識と実践力を有し、柔道実践によって体得した精力最善活用の原理を応用して社会に貢献する方法に精通していることである。そして当然のことながら、柔道指導者は他者に関わる立場にあるため、自分以外の柔道実践者（保護者やボランティアコーチ等）や国民に対して働きかけ、彼らの人格の陶冶と健全な生涯発達を促し、社会的な調和を推進する有為な人材を輩出する使命を有しているといえる。

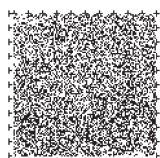
また嘉納師範は柔道修行の過程においてあらゆるものを疑う行為、科学的検証・態度を奨励している。「私の教へる原理に違ひがあったならば、寧ろ原理に重きを置いて研究を加へて行く、斯ういふ風に教へて居るのであります。それ故に私は死んでも講道館柔道は滅びない、何故ならば、原理に依つて総ての物を研究すれば宜いことになって居りますから、眞面目に原理に基いた技といふものが自ら分つて来る訳である。」これは、常に真理を求め変化を厭わない進取究明の姿勢の重要性を示唆していると思われる。指導をする立場の者が自己研鑽を重ね、学習者として時代に即した変容を遂げ、社会に範を示し続ける役割を担うべきであるという、現代の柔道指導者にも通じる正鵠を得た指摘といえる。

ここで嘉納師範が示した理想の柔道指導の原理は、近年の科学研究によってさらに強く支持されている。現在では、スポーツコーチに求められる知識として「専門的知識（スポーツ種目の技能や戦術に関する知識）」「対他者知識（他者との関係を良好に保つための知識）」「對自己知識（自己認識や省察、自己制御をするための知識）」があり、これらを統合して指導を行うことが求められる。加えて、現代のコーチング学においては、スポーツを実践する者が単に技術や戦術の卓越性を修得するだけではなく、社会の一員として全人的な成長を遂げることを促すコーチングが重要であると考えられており、スポーツコーチはその成長や生涯発達にも強く貢献しなければならない。つまり、スポーツコーチは技術・戦術的な知識だけでなく、Competence（有能さ）、Confidence（自信）、Connection（関係性）、Character（人格）という「4つのC」に関連する知識を持ち、それらの要素を踏まえてスポーツを実践する者を育成していく必要がある。Competenceは競技における技術や能力の習得、Confidenceは自己効力感や自信の向上、Connectionは他者との良好な信頼関係の構築、そしてCharacterは道徳的・倫理的価値観や責任感の育成を指すものである。



3 全柔連が養成する柔道指導者

全柔連は2022年に「全日本柔道連盟が求める指導者」を定め、柔道指導者が備えるべき6つの資質・能力を明示している。また2023年に策定した「長期育成指針」では、日本の柔道を取り巻く諸課題を解決していくための方向性を提示し、国民に対して柔道が果たすべき役割について言及した。この「長期育成指針」で示された課題には、柔道指導者が主体となって解決すべきものが多い。そこで「指導者養成指針」では、「全日本柔道連盟が求める指導者」と「長期育成指針」を踏まえ、全柔連が養成していこうとする理想的な指導者像を明確化して、今後の指導者養成（全柔連「公認柔道指導者資格制度」のカリキュラム設計）の方向性を示す。また全柔連は「指導者養成指針」と共に、柔道指導者が継続的な自己研鑽を通じて質の高い指導を提供し続けることができるように、指導者の学び続ける意欲を喚起することができる「指導者養成システム（指導者生涯学習システム）」の構築を目指す。



全日本柔道連盟が養成を目指す究竟の柔道指導者

1 講道館柔道の魅力を正しく伝えることができる指導者

■嘉納師範の遺された以下の「理想の柔道教師」像をよく理解し、その実践に努めることができる。

理想として、柔道指導者は、攻撃防禦の技術に堪能で、勝負上の理論も心得、同時に、体育家として必要となる知識を有し、かつその方法にも修熟し、また教育者としては、道徳教育の理論にも精通し、稽古の方法にも達し、さらに柔道の原理を社会生活に応用する上において、精深なる知識を有し、方法をわきまえている事が必要である。

- ・嘉納師範が追究した「柔道の理念（本義）」について書物等を介して深く学び、精通し、その魅力を社会に伝えることができる。
- ・柔道の修行方法「形、乱取、講義、問答」を理解し、道徳を説き、柔道を通して獲得される資質・能力を実社会に活用し貢献しようとすることができる。

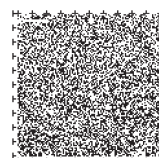


2 社会に有益な人材を育成する指導者

■目先の勝敗に拘ることなく、生涯を通じた人間的成長を長期的視点に立って支援することができる。

■社会に有益な人材を育成し、豊かな文化の創造や柔道の社会的価値を高めることができる。

- ・柔道の究竟の目的を十分に理解し、手段としての目標到達に向けた適切な支援を行うことができる。その際、過熱した勝利至上主義に陥ることなく、柔道の持つ多様な価値を受け入れ、それらの価値を柔道実践者や広く国民に伝えることができる。（勝利を追求し、「勝敗の理」の探究を通して、究竟の目的に達することを目指す。）
- ・柔道を通じて、国民の心身の健全な生涯発達を促し、豊かな人生を送るための支援を行い、社会の調和を推進する役割を果たすことができる。
- ・心身の発育発達には大きな個人差があることを踏まえ（相対年齢効果の理解）、長期的視点に立って自他の生涯発達（人間的成長）を希求することができる。
- ・柔道が有する特長と社会に及ぼす様々な貢献について、身体リテラシーの涵養、健康寿命の延伸、ウェルネスの推進などの観点から、柔道実践者と国民に対して説き、継続的な支援をすることができる。
- ・柔道に関わった経験を持たない国民に向けて、柔道の魅力を発信・啓発する使命感を持てる。



3 人権を尊重し多様性に配慮する指導者

■いかなる差別や暴力・暴言や、ハラスメントも容認せず、すべての人々の権利や尊厳、人格を尊重し、公平に接することができる。

- ・人権を尊重し、多様性を認めてすべての人々に公平な態度で接し、不正を許さないフェアプレーの精神を有している。
- ・国籍、人種、民族、宗教、性別、年齢（世代）、障害の有無、性的指向等に基づく一切の差別を認めず、根絶に向けて取り組むことができる。
- ・あらゆる暴力やハラスメント等の不適切行為を許さず、根絶のために行動することができる。
- ・制御的（威圧的、高圧的、独裁主義的）な行動の危険性を認識し、自ら決断できるように自律性を支援する行動を取ることができる。

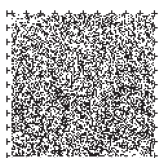


4 安全に配慮しコンプライアンスを徹底する指導者

■事故を起こさないとの確たる信念を持ち、事故を予防するための十分な知識を有し、事故を予防する行動を取ることができる。

■法令や社会的規範を守り、社会の一員として模範となる態度・行動を取ることができる。

- ・過去に生じた柔道による重大事故を総合的に検証して事故要因を追究し、安全・安心を担保した柔道指導の実現のために、事故を未然に防ぐための科学的知識と高度な実践力を備えている。
- ・事故発生時の緊急時対応についての備えが十分であり、適切な救急処置の知識と技能を有している。
- ・社会人としての高い倫理観を備え、柔道修行を通して徳性を磨き、範となる行動を示すことができる。



5 柔道MINDを実践する指導者

- 礼節を重んじ、自らの意思で正しい行動を選択して堂々と振る舞い、他者からの尊敬を得られるよう努めることができる。
- 人々が、お互いに感謝・信頼し合い、かつ協力・融和・協調（「相助相譲」）できる環境をつくることができる。

- ・ 生涯を通して有徳な人になろうと努める（徳のある行為を積む）ことができる。
- ・ 嘉納師範の説いた「精力善用」「自他共栄」の真義を正確に理解した上で他者を啓発し、「相助相譲」の考えに基づき調和的な社会の実現に寄与することができる。

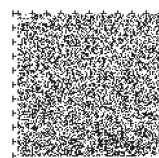
※柔道MIND:全柔連が2014年から推進している活動で、嘉納治五郎師範の教えの精神、柔道の心に立ち返ろうとするもの（MIND＝精神、心）。4つのアルファベットにはそれぞれ意味が込められており＜Manners（礼節）、Independence（自立）、Nobility（高潔）、Dignity（品格）＞、これらを満足した者が真の「柔道家」と呼ばれるにふさわしいと明示した。

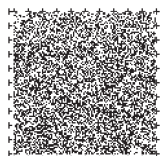


6 自己研鑽により成長を続ける指導者

- 柔道修行の究竟の目的をよく理解し、目的が達成できるように真摯に取り組みながら、柔道実践者と共に成長することができる。
- 常に高い向上心を持って学び続け、最新のルールや指導法等にも精通し、それらを柔道実践者に言語的に伝達することができる。

- ・ 他の柔道実践者や国民に対して、柔道実践の究竟の目的（己を完成し世を補益すること）を説き、共に追求することができる。
- ・ 経験則のみに依拠せず、進取究明の姿勢で常に学び続ける（自己認識と省察を通して誤りを認め、原理に立ち返り訂正、変化・成長し続ける）ことができる。
- ・ 柔道に関連する生理学、栄養学、心理学、力学、トレーニング科学などの諸科学的知見を修得し、安全で効果的な柔道指導の方法に精通し、その根拠について論理的に説明することができる。
- ・ 「長期育成指針」が示す6つのステージを踏まえ、対象者の特性に応じた効果的で多様な指導プログラムを提供することができる。
- ・ 各ステージに応じたトレーニングプランを設計し、柔道実践者が長期的に成長できるように支援ができる。
- ・ 時間的・空間的連続性が保証された普及・育成・強化体制の意義を認識し、継続性のある指導体系を駆使した指導に努めることができる。





公益財団法人全日本柔道連盟 指導者養成指針

発行者 公益財団法人全日本柔道連盟
発行日 2025年3月6日

執筆者 小山 勝弘 山梨学院大学 教授(山梨大学 名誉教授)
石井 孝法 NPOスポーツコーチングアカデミア

この二次元コードは、目の不自由な方のための「音声コード」です。
読み取り用のアプリや機器などを用いて、記載内容を音声で聞くことができます。